



FAMIO
Fukushima Active Machine Industry Organization

目次

理事長 挨拶	Page 2
懇談会・「結の場」説明会・納涼会・祝賀会の報告	Page 3
事業報告・予定	Page 4～5
最低賃金制度の案内	Page 6～7

理事長あいさつ

渋谷 修一

組合員の皆様方には、日頃より組合事業に対し、特段のご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。本年も残すところ僅かとなり、皆様には慌ただしさの中、お忙しくお過ごしのことと思います。

さて、新聞等では今年の10大ニュースが取り上げられ、ある新聞社での福島県内のニュースでは、1位にNHKの大河ドラマ「八重の桜」が選ばれました。

2位には、復興を願い福島市で開催され25万人が訪れた「東北六魂祭」、3位には「県内市長選の現職4連敗」と現職市長には各地とも厳しい市民の審判が下された形となった事が続いております。全国の主なニュースでは会報記事執筆時点で、福島原発の汚染水問題、緊張高まる中国の防衛識別圏設定問題、アベノミクス・異次元緩和による株高円安、東京五輪開催決定、などと続いているようです。

上記のアベノミクスと異次元の金融緩和では、高額商品の販売が大きく伸び、主要10都市の百貨店売上高も前年実績を上回るなど、製造業においても大企業では経常利益が大幅に回復し、その実効性が現実になっておりますが、企業規模が小さくなるほど効果が薄れてくるようで、建設業に係わる業種を除く我々中小零細の製造業では実感が乏しいのが実情ではないでしょうか。

そこで組合では、共同受注事業を通して組合員の皆様の声を代表するべく、復興庁の地域復興マッチング「結の場」に、組合員企業7社の皆様と共にエントリーをいたしました。

「結の場」につきましては、これまで組合でも説明会を行って参りましたが、東北有数のものづくり県のなかで、金属加工業は福島のものづくりの基盤となっている為、被災県地域産業である金属加工業の支援を目的として復興庁と福島商工会議所の主催で行われるものです。

マスコミで報道されました通り、根本匠復興相から来年2月6日に開催される事が発表されておりますので、皆様の経営や技術に関する問題、販路拡大に向けてのご意見ご要望など、是非ともお気軽に組合までお寄せくださいますようお願い致しますとともに、これを契機として来年が皆様にとって飛躍の年になりますよう祈念申し上げ、年末のご挨拶といたします。



メディカルクリエーションふくしま2013では、多くの組合員様にご来場いただき有難うございました。

福島市商工観光部との交流懇談会・「結の場」説明会・納涼会

平成25年8月27日（火）午後4時より、福島ビューホテルにて「福島市商工観光部との交流懇談会・納涼会」が開催されました。初めに澁谷理事長と山内商工観光部長より挨拶がなされ、次に各出席者の自己紹介が行われました。そして、澁谷理事長が座長に就任し、一般機械加工業、精密機械加工業、製缶・板金業、設備・機械据付業、組合共同受注事業の各業界代表者として、それぞれ引地理事、渡辺副理事長、永澤理事、伊藤副理事長、丹治専務より鉄工業界の現状について説明がなされ、最後に業界総括として藤橋顧問より「福島は、復興・復旧が何十年かかるか分からなく、ありとあらゆる関連事業が出てくると思われるが、我々のモノづくりの中ではそこに中々マッチングするものが無い。福島市における災害復興に対して大手を含めた誘致企業が増える事によって、我々はその下請けとして生き残っていけるのが現状なので、誘致に力を入れていただきたい」と発言がなされました。そして、福島市側より福島市の工業行政についての説明がなされ、懇談会は終了しました。

続いて、復興庁の方々による「結の場」についても説明があり、質疑応答を含め拝聴しました。来年2月に支援企業とのマッチングの場が開催される予定です。

場所を変えて納涼会が開催され、総勢36名の参加のもと、美味しい料理とお酒と共に組合員同士の親睦を深めました。



福島市技能功労者表彰を祝う会

平成25年11月22日（金）午後6時より、ホテル辰巳屋「宝生の間」にて「福島市技能功労者表彰 佐藤慶行氏の受賞を祝う会」が開催されました。

板倉青年部会長の司会進行のもと、盛大な拍手に迎えられ佐藤氏が会場へ入場し、祝う会が始まりました。初めに澁谷理事長より挨拶がなされ、次に西山顧問より祝辞をいただいた後、祝電が披露されました。読み上げられたもの以外にも、会場には多数の祝電が寄せられ同氏の受賞を祝われました。そして青年部会より花束と記念品が贈呈され、受賞者挨拶として佐藤氏より挨拶をいただき、藤橋顧問の乾杯のご発声により華やかな祝宴が始まりました。その後、亀岡顧問が会場へご到着され祝辞をいただきました。各々のテーブルには、色とりどりの料理とアルコールが並べられ、皆様それぞれに祝宴を楽しみながら佐藤氏の受賞をお祝いされました。そして、祝う会は総勢41名のご参加のもと盛会裏に終了致しました。

佐藤慶行様、福島市技能功労者表彰の受賞、誠にめでたう御座いました。



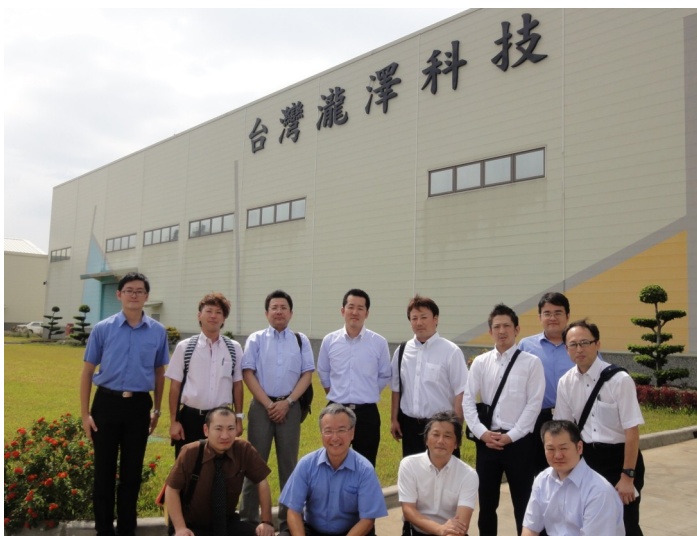
■組合行事報告・予定

開催日	項 目
9月20日	西山尚利連合後援会総会及び県政報告会
9月26日	第2回 広報委員会
10月10日	第1回 共同受注委員会
10月16日	産学連携セミナー
10月16日	第5回 役員会
11月22日	福島市技能功労者 佐藤慶行氏の受賞を祝う会
11月25日	福島県中央商工振興協同組合 通常総会
12月18日	第6回 役員会

■青年部会事業報告

日 時	内 容	開催見学場所
9月5日	海外研修説明会	組合2F会議室
9月12日～9月15日	海外研修	滝沢 台湾工場
9月27日	藤橋真さん 結婚祝賀会	しま田
10月3日	定例会	組合2F会議室
11月	定例会	組合2F会議室

9/12～15にかけて、旋盤メーカーの滝沢 台湾工場を見学させていただきました。
工場内はあかぬけしており、きれいに整理整頓され、社員教育が行き届いているという印象を受けました。
従業員の月収は平均4万円程度で、大卒の優秀な人材が入社し、社員教育では苦勞してないという、なんとも、う●●●しい説明をいただきました。
また、異国の文化・風習にも触れる事ができ、物事の価値観が広がる研修旅行となりました。
◎研修にご賛同・ご協力していただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。



青年部会の会計を担当している藤橋真さんが、この度ご結婚されました。奥様となられた春菜さんは容姿端麗・明朗快活な方で、真さんをしっかりサポートしてくれそうなどとても魅力的で素敵な女性です。

9月27日には青年部でのお祝い会、11月2日には結婚披露宴が開かれ、大勢の方々に祝福されながら新しい人生を歩み始めました。お二人の末永いお幸せをお祈りしております。
おめでとうございます！



※青年部会では随時会員を募集しております。

48歳未満の後継者の方は、是非とも入会をご検討ください。

入会希望の方は組合事務局へお気軽にお問い合わせください。

福島県 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ **最低賃金**

675 時間額 **円**

福島県のこれまでの最低賃金 **664円** から **11円** アップ↑

【発効日】平成25年10月6日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- ☒ 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- ☒ 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- ☒ 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

最低賃金制度とは？



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



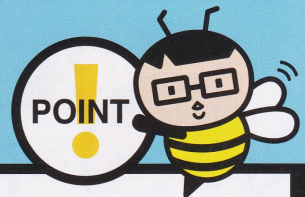
適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上に
なっているかの

チェック方法は？



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(2) 日給の場合

日給 $\div$ 1日平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）

(3) 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

(4) 上記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆動手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。



Famio Net
tekkou.or.jp

福島県鉄工機械工業協同組合

〒960-8057

福島県福島市笹木野字南中谷地21番地の4

電話 024-558-8011

FAX 024-558-8013

Email: mail@tekkou.or.jp